# 教育委員会会議の議事録(平成27年11月定例会)

- ◆ 日 時 平成 27 年 11 月 13 日 (金曜日) 午後 2 時
- ◆ 場 所 上杉分庁舎 教育局第1会議室
- ◆ 出席委員 教育長 大越 裕光

教育長職務代理者 吉田 利弘

委員 永広 昌之

委員 草刈 美香子

委員 今野 克二

委員 齋藤 道子

委員 加藤 道代

- ◆ 会議の概要
- 1 開 会 午後2時
- 2 10月臨時会 議事録承認
- 3 議事録署名委員の指名 今 野 委 員
- 4 報 告 事 項
  - (1) 仙台市立高等学校の再編に関する検証について

(高校教育課長 報告)

資料に基づき報告

永広委員

仙台高等学校が単位制導入後,35人学級になった。単位制なので,どの科目を 取るかは生徒によってばらつきがあると思うが,各授業の単位も少人数になって いるのか。

高校教育課長

単位制高校は、当初は定時制高校と通信制高校で導入された。その後、単位制の良さを全日制の学校にも普及するということで、国では全日制においても単位制を採用することを認めることになった。それに基づき、仙台高校においても単位制を導入したので、大志高校における単位制と仙台高校における単位制とは少し意味合いが違う。仙台高校の場合は、3年生になってから選択科目を多様にしている。それは1、2年生で基礎を固めて、3年生で自分の能力、適性や大学への進学希望に応じて多様な選択科目から自分に最適な時間割を作成できるようにするためである。1、2年生に関しては、単位制なので35人学級になっているのではなく、単位制になると教員の加配が認められるため、その加配分を1、2年生の基礎固めに活用するということで、35人学級にしている。基本的には1、2年生はクラス単位の授業が多く、3年生になってから多様な選択科目の中から授業を選択するので、結果として3年生では10人あるいは20人での授業が多くなっている。

永広委員

仙台工業高等学校について、再編計画の2本の柱が一括募集とデュアルシステムであった。デュアルシステムはまだ改善中だと思うが、端的に言えば2本の柱ともうまくいかなかったということである。特に一括募集については、メリット・

デメリットがあることは最初から分かっていたことだと思う。報告書に記載されている問題点も、おそらく導入前から議論はされていたはずである。結果的には一括募集をやめざるを得なかったというところの掘り下げが少し足りないのではないかという気がする。もともとデメリットがあるということが分かっていたが、一括募集のほうがいいということで実施したにも関わらず、4年で元に戻さざるを得なかったというところは、もう少し掘り下げたコメントがあってもいいのではないか。

高校教育課長

一括募集に関する掘り下げが不足していることは、おっしゃるとおりである。ただ、一括募集を廃止し、学科ごとの募集に変えたのは平成25年度入学者選抜からだったので、その辺の事情についてはその当時の理由等をコンパクトにまとめて載せて、それ以降の仙台工業高校の改善の姿をより詳しく載せたので、結果的に掘り下げが甘くなっているものである。

まず、なぜ一括募集が機能しなかったかについては、現在いるスタッフでもいろいろ議論し、掘り下げてみたが、結局、現在の高校の状況と制度の趣旨とが実際には合わなかったことが原因だと考えている。

教 育 長

永広委員からは、再編を始める前にメリット、デメリットを考えてどうするか決めたと思うが、その辺をもう少し掘り下げたコメントがあった方がいいというご意見であったが。

永広委員

回答としては今のような回答になると思うが、やはり一定の理念のもとに一括募集を始めたはずである。一括募集をやめる一方で、一定の要件を満たした場合には、転科を可能にして、これを拡大すると、今度は系列別の募集にした意味がはっきりしなくなる。これは大学でも同じことを何回もやっていて、一括募集をやめて、その後、問題が出てきたので転学部や転学科をかなり甘く認めるようになり、そうすると今度は何のために分けて募集しているか分からなくなる。入りやすいところに入って、後で転学部、転学科をするというとんでもない指導をする高校も出てきて、また少し厳しくする。やはり、これはおかしい。理念は理念として確固としたものを立てておき、それに照らし合わせてどうだったのかという議論をしなければ、場当たり的に制度をいじることになりかねない。どういう理念を一番の柱にすべきかということをきちんと継続的に議論していただきたいと考えているので、その点についてよろしくお願いしたい。

高校教育課長

今回の検証ですべてが終わるわけではなく、各高等学校のあるべき姿の基礎材料、 土台とするための検証である。たしかに委員がおっしゃるように、学科ごとの募集 と一括募集には、それぞれの理念に基づく制度の良い面、悪い面の両方があるので、 今回はうまく機能しなかったということを十分踏まえて、どのような形が仙台工業 高校として目指すべき形なのか、今後も学校側と相談しながら改革を進めてまいり たいと考えている。

教 育 長

今は学科別の募集に戻った形になっているが、社会の変化も激しいので、今後見 直しする際には、今回の議論を踏まえて検討していただきたい。

齋 藤 委 員

仙台大志高等学校について、窓口を非常に広くして、さまざまな生徒を受け入れている高校だと感じる。報告事項(1)の資料16ページの課題にも記載しているように、一人一人の個性を重んじて学習ニーズを考えて対応していただいているが、不登校経験のある生徒、特別な支援を要する生徒なども多いと思う。同じ資料の17ページには課題の対応として「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用」と記載しているが、特別な支援を要する生徒に関して、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーだけで対応することは可能なのか。あるいは障害を持つ生徒が入学してきた時には、何か考えていることはあるのか教えていただきたい。

高校教育課長

大志高校を設立する時点で、勤労青少年が減ってきて、不登校の生徒が増えている状況だったので、不登校生が大志高校に入学してくるということは想定しており、学校内でも不登校生の指導をどうするのか、全職員で対策を考えて対応していた。ただ、特別な支援を要する生徒、例えば発達障害のある生徒が入学してくると設立当初は想定していなかった。実際には、支援を要する生徒たちが比較的多く入学してくるようになっているので、その点に関しては、教育委員会事務局としても、大志高校と相談しながら全職員挙げて対応している。特に支援を要する生徒というのは、周りの状況の変化にすぐ対応できないということがあるので、例えば板書事項に関しても、チョークの色を統一したり、授業のはじめにその時間に学習するポイントをすべて板書して、こういう形で1時間授業を進めるとあらかじめ示したりしている。ただ、それだけでは対応できない生徒もいるので、大学、特に宮城教育大学と連携を図りながら、職員の研修を実施して、日々対応を進化させているという状態である。

齋 藤 委 員

現在はスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをどのくらい配置しているのか。

高校教育課長

スクールカウンセラーは大志高校に週1回来ていただいている。スクールソーシャルワーカーは教育局に配置しており、大志高校から外部機関との連携が必要な事案が発生した時に派遣してほしいとの要望があるので、その際にスクールソーシャルワーカーを派遣している。

吉 田 委 員 高校教育課長

この検証は、再編してから初めての検証なのか。

中間報告はしていたが、検証の結果としては初めてである。仙台青陵中等教育学校に1期生として入学した生徒が本年3月の卒業ということで、その結果を待って検証しようということで取り組んできたので、今回が初めてである。

吉田委員

そういうことであれば、検証のあり方を考えなければならないと思う。再編の趣旨や各学校の取組状況を詳しく説明していただいたので、その趣旨に基づいた改変の概要を把握し、その流れを見通すことができたが、趣旨に基づいてそれに対応するための具体的方策を報告事項(1)の資料の2ページに掲げている。検証する場合の観点としては、各学校の内容に入る前に、そこに立ち戻らなければならないと思う。そうしたことをすることによって、再編の趣旨が一体どのように具体化されたのか分かるので、今後の改善に結び付くと思う。その辺の検証のあり方について、新たな機会があれば考えていただきたい。

教 育 長草 刈 委 員

今後、次の見直しを含めて検証する際によく検討していただきたい。

今の吉田委員、齋藤委員、それから永広委員のおっしゃっていることと同じようなことだが、すべての学校でスペシャリストや、個人の個性を磨くための取組みを本当に一生懸命やっているということが拝見できた。その中で、先ほど永広委員がおっしゃった入学者選抜の募集方法の課題についても対応して取り組んでいただいているのはとてもありがたいことだが、その流れの中に3年間ではあるが、必ず生徒たちがいたということを頭に入れておいていただきたい。一括募集で高校に入学した子どもたちが、卒業したら募集方法が変わってしまい、一体自分たちは何を勉強してきたのだろうというような思いをしないように、今後も検討を続けていただきたいと思う。

それから、齋藤委員がおっしゃったように大志高校でも、いろいろな形で生徒一人一人に対応していただいているが、それは本来どこの小中学校でも行えるものだと思うので、そうした取組みも視野に入れて、しっかりと共有して、できるものはどんどん取り入れていくような体制にしていただきたい。

今 野 委 員

仙台高等学校の普通科のフェニックスプランについて, 自立挑戦する力を養うということだが, その内容は専門職というよりは, 起業家を目指すという方向なの

か。フェニックスプランの具体的な内容はどのようなものか。

高校教育課長

フェニックスプランについては、仙台高校の校歌に「大鵬」という文言が入っていて、そこから取ったものである。生徒たちが未来に向かって羽ばたくようにということが基本理念にある。自立挑戦というのは、生徒たちが自分自身についてまずはよく知り、そして社会についてよく知った上で、自分自身の特性を社会においてどのように発揮していけばいいか、生徒たちに考える機会を与え、大学の学部の選択や将来の仕事の選択に結び付けてほしいという意味で自立と捉えている。

今 野 委 員

仙台市では起業しやすいまち、起業率が日本一を目指しているが、それと関連していると思ったが、そうではないのか。

高校教育課長 教育 長

フェニックスプランのほうが先だと思うので、その方針を受けたプランではない。報告事項(1)の資料の表紙の裏に、市立高校の沿革を記載している。今回の改革は、昭和40年からの基本的な枠組みを再編して以来の久々の改革ということだが、大きな枠組みとしては、戦後の昭和23年以来の大再編だったと思う。戦後の高度成長とともに、仙台市立の実業高校や普通高校も成長してきたが、社会が右肩下がりになってきて、子どもの数が減っている中で、市立高校は昭和20年代、30年代の状態のままだったので、時代に合った学校に変えていかなければならないということで今回の改革再編が始まった。そういう意味では、70年ぶりの再編だった。そういう中で、現在の5校はすべて性格が異なる学校であるが、今後どういう時期にどういう見直しをしていくか、まさに今回の検証を踏まえてさらに継続的に考えていかなければならない。おそらく今度は、もっと短いスパンの中で検討していく必要が出てくると思う。社会の状況変化とあまりギャップのない段階で見直しをしたいと考えている。

## (2) 平成28年成人式について

(生涯学習課長 報告)

資料に基づき報告

## (3) 仙台市社会教育委員の会議からの提言について

(生涯学習課長 報告)

資料に基づき報告

吉田委員

各施設にこの提言書を配布して確認し合うということで、連携の一つの視点からすると大変充実した内容だと私は受け止めている。もし私も社会教育委員だったら、このような意見をまとめることになると思う。ただ、留意していただきたいことがある。一番よく物語っているのは、先日いただいた平成26年度の仙台市図書館事業の報告書である。この報告書は21ページにわたっているが、連携について記載しているのは、そのうち1ページである。それが実態であり、私はそれでいいと思っている。それは、社会教育施設も学校も、そもそも設置の意図が違うものであり、教育目標のゴールも違っている。ゴールが違えば、それに向かうための手段や方法がそれぞれ違う。その違うものを結び付けて、そこに効果を見出すということは大切なことだが、どこかに無理が生じることもある。実際、報告事項(3)の資料の6ページの市民センターの課題を見ると、市民センターは講座の受講者数を増やしたいと考えているが、学校は地域の人材を求めているというように、それぞれのニーズが異なっている。そういうずれがある中で連携

をしていく場合に、何を目的にしてやればいいのかということである。そうしたことからすると、決して連携というパイプを何本も結ぶ必要はなく、1本の太いパイプがあればいいのではないか。そういう意識で取り組んでもらえれば、もっと余裕を持ってより良い連携を考えられると思う。

もう一つは、連携には結び付くという連携だけでなく、重なり合うという連携もあると思う。極端に言えば、学校教育は集団学習を通して個性の伸長を図る。やがて子どもたちは学校という学びの場から解放されて、また新たな場を求めなければならない。そうした時に、そこにあるのが社会教育施設であり、その社会教育施設がいろいろな内容を充実させて、そして施設の門戸を開いて、そういう人たちを待っているということも一つの連携だと考えている。そうした大きな考えを持てば、それほど慌ただしく連携、連携と考える必要はないと思う。したがって、留意しなければならないのは、連携を目的化しないということであり、学校教育部も生涯学習部も、そうしたことをお互いに共通認識としてもらえばいいと感じた。

教 育 長

今,有意義なご意見をいただいた。通常連携というと,横のつながりを考えるが,縦のつながりもあるということ,また連携を目的化したりすると,無理があるというようなご意見と受け止めた。

永広委員

この提言の位置づけであるが、教育委員会として社会教育委員の会議の提言をどう位置づけるのか。提言については各施設に配布するということだが、それで終わりなのか。それぞれの社会教育施設に対して非常に具体的な提言があり、また教育委員会に対する提言もある。これをただ受け取って、各施設に渡すということか。あるいは例えば生涯学習部で一つ一つの提言について吟味した上で、教育委員会として,例えば社会教育施設と学校との連携を図らなければならないと判断すれば、その提言の相当する部分について具体的に教育委員会として動くのか。それとも単に各施設に対してこういう提言があったというように伝えるだけなのかというところが気になる。せっかく1年間かけて議論した結果であり、非常に重い提言だと思うが、その点はいかがか。

生涯学習課長

2年という任期の中で、これまでも提言をいただく、あるいは教育委員会でテーマを設けて、諮問したものに対する答申をいただくということがあった。今回は連携をテーマにして議論し、提言していただいたが、この提言書に記載されていることは、すぐに取り組めるもの、あるいは長年の懸案でなかなか進まないもの、それから新たな視点のものなど、いろいろである。それぞれの施設において、すぐ解決できるものばかりではないが、提言していただいたものについて、現在どういう状況になっているのか改めて確認し、取り上げるべきもの、課題が多くてなかなか進まないもの、あるいは今後どのようにして引き継いでいくのかというものなど、各施設において十分研究、検討して今後活かしていく必要があると考えているので、そのような形で進めてまいりたいと考えている。

教育長

一方通行で終わるのは、非常に労力をかけていただいた提言に対して申し訳ない ので、提言の中で実現可能なものは取り組んでいきたいと考えている。

社会教育委員の会議の前会長からこの提言書を受け取ったが、その際、社会教育委員の自分たちは何ができるのかということを考え、検討していきたいとおっしゃっていた。これに関しては、生涯学習部のみならず、学校教育部も含めて教育委員会事務局で可能なものから実現していただきたいので、改めてよろしくお願いする。

齋 藤 委 員

小学校と中学校の先生方を対象にアンケート調査を行い,それぞれ分析・考察している。中学校は理科教員を対象にしているが,小学校は学年主任を対象にしている。小学校の場合は人数も多くなってしまうので,学年主任を代表という形に

したと思うが、実際に子どもたちを社会教育施設に連れていくのは学級担任なので、抽出でもいいので学級担任の声を聞いたほうが、分析・考察としては重要視される回答があるのではないかと思うが、いかがか。

生涯学習課長

このアンケート調査を実施するにあたり、対象をどうするか、あるいはどのぐらいの数にするのか議論したが、調査時期なども踏まえて、今回は学年主任を対象に実施した。今後、こうしたアンケートや現場の声を聞く際には、どういう人の声をどういう形でお聞きするかは、とても重要なことなので、その対象については重々検討してまいりたいと考えている。

教 育 長

仙台市の社会教育施設には指導主事を配置しているので、学校との連携という窓口に、社会教育施設側にも学校の先生がいることで、比較的連携しやすい環境にあるものと考えている。その上で、さらに連携というテーマで、議論していただいたということは、さらに向上改善するためにはという趣旨だったと思う。その辺を、事務局は受け止めていく必要がある。指導主事が全くいないところからの連携ということであれば、伸びしろが大きいが、従来から連携しているところをさらに伸ばしていく必要があるという趣旨である。

委員からご指摘いただいたことも踏まえて、事務局でより検討を深めていただき たい。

# (4) 市議会報告について

(総務課長 報告)

資料に基づき報告

永広委員

報告事項(4)の資料の11ページの子どもの居場所に関するフリースクールについて、単位を認定するかどうかは、最終的には学校長の判断になっていると思う。ただ仙台市の場合には民間施設についてのガイドラインを策定しているということで、取扱いのばらつきがないように手立てを取っているが、単位認定についてこれまで仙台市の中で問題になったことはあるか。

堀田理事

通常フリースクールでは教育課程の学習ということを直接行っているわけではないが、文部科学省からフリースクールが子どもの居場所としての一定の役割を果たしているという趣旨から、フリースクールに通っている学校と在籍校との連携が取れていること、また一定の学習活動等を計画的に行っていることなどのいくつかの要件を満たす場合には指導要録上の出席扱いとすることができるという通知があったものである。それを受けて、仙台市では、より柔軟に運用するという方針のもとでガイドラインを策定し、すべての市立の学校長に対して通知している。基本的には教育委員会で当該フリースクールの現場を見たり、どういう計画で行っているのかなどの確認をした上で、こういう状況であれば当該フリースクールに通う児童生徒について出席扱いが可能であるという判断をして、それを学校長に対して通知している。それに基づいて学校長が出席扱いの認定をするという仕組みで行っているところである。

今,市内にいくつかフリースクールの学校はあるが,教育委員会の担当課で実際にその施設を見て,活動状況を確認した上で認定している団体が平成26年度は2か所,今年度はもう1か所増えて,計3か所という状況になっている。

永広委員

新聞報道などによると、フリースクールの法制化について国で議論を始めたところである。地域によってはガイドラインのような基準がなく、校長だけの判断になっているところがある。そうすると、いろいろ問題も起こるのではないかということで質問したが、仙台市ではきちんと教育委員会が確認した上で各学校に通

知しているということなので、適切に運用されていると思う。

今 野 委 員

報告事項(4)の資料の21ページの障害者の法定雇用率について、精神障害の方が教育現場で仕事をすることはなかなか難しいと思うので、身体障害者の方を採用していると思うが、その場合は、どのような仕事をするのか。また、現在、精神障害者の求職者は結構いるが、身体障害者の方は民間企業等で採用しているので求職者が非常に少なくなってきており、採用が難しい状況になっていると思うが、その辺の実情を教えていただきたい。

参事兼総務課長

非常勤嘱託職員の職務の内容について、これまで主に学校現場における用務職の 仕事に就いていただいている。障害の種別に関係なく、面接等により採用してい るが、結果的にこれまでは身体障害者の方が採用されるということが多かったの が実情である。委員おっしゃるとおり、身体障害者の方の雇用がかなり進んでい て、精神障害の方の雇用も進めないと、なかなか障害者雇用率が上がらない状況 になっているが、こうした中、精神障害者の方も若干採用しており、学校現場に おける用務職などの仕事をしている事例はある。今後も障害の種別に捉われるこ となく、できるだけ障害者雇用が進むように対応してまいりたいと考えている。

齋 藤 委 員

報告事項(4)の資料の8ページの学校支援地域本部事業について、全校区への設置を早期に求めるというご質問があったようである。この事業は、地域の方々と連携しながらやっていく事業なので、平成28年度までに全中学校区にという目標を掲げてはいるが、あまり焦って、急いでまとめ役のスーパーバイザーを選ぶということではなく、もう少し余裕を持って取り組んでもいいのではないかと考えている。

堀田理事

齋藤委員には、学校支援地域本部にこれまでもいろいろと関わっていただいており、その実情を大変ご存じだと思う。この質問は、全学校区、すなわち小中学校の全部に設置するということでのご質問であったが、齋藤委員からもお話があったとおり、市内の小中学校すべてに本部を設置して、スーパーバイザーの方や組織体制を整えるというのは、地域の負担も大変なものがあるため、基本的に考えているのは、答弁にもあるとおり、中学校区単位の中で中学校もしくは小学校に少なくとも一つの学校支援地域本部がある状態にして、それでもって全市域をカバーするというイメージで進めている。実態としては、小学校にある学校支援地域本部のほうが地域と連携しやすく、中学校のほうはなかなか難しいということがある。そうした中で、小学校に設置した場合には、中学校のほうでも連携を図るなど、いろいろと中で、小学校に設置した場合には、中学校のほうでも連携を図るなど、いろいろと効率的に、また工夫して進めていこうと考えている。ただ、これも地域のご理解やご支援があって本部が設置できるものであり、ただいま委員からご指摘いただいた点もまさにそのとおりだと思うので、今後とも各学校において地域との連携を図りながら、可能なところは本部を設置しながら進めていくということで対応を図ってまいりたいと考えている。

教 音 長

今の説明にあったように、本来は全校に本部があるのが理想なのかもしれないが、約200校もの学校があるので、現実そのような形ではなく、中学校区単位を空白がないようにカバーすることを目標にして、平成28年度までに設置するものである。中学校が向いている地域もあれば、小学校が向いている地域もあるので、それぞれの地域事情に応じて、柔軟に進めていくものである。

そして、齋藤委員がよくご存じのとおり、人材というのは本当にその地域の事情に負うところが大きく、また後継者を今後育てるという問題に突き当たっている学校もあろうかと思う。そういう点ではやはり息の長い地域との連携を図っていくための一つのアイテムとして、学校支援地域本部がキーワードになっている。従来もあったが、国が学校支援事業という仕組みづくりを推進しているので、仙台市でも継続して取り組んでいるところである。

齋 藤 委 員

この事業は、学校にとっても地域にとっても、非常にいい事業だと考えているので、緩やかな成功を見ていくべきだと思った。よろしくお願いしたい。

草刈委員

報告事項(4)の資料の10ページのスクールカウンセラーの配置について、答弁しているとおり、有資格者の数が限られているということは以前から言われていることだが、いろんな本を読むと、スクールカウンセラーの資格を取っても常勤ではないので、仕事に就くのはなかなか難しいということがどの本にも書いている。そういう意味で、カウンセラーの方を確保するという観点からも、常勤にして身分をきちんと保障し、仙台市独自のシステムをしっかりと確立すれば、いじめなどの対応も十分になっていくのではないかと感じている。

一つ質問があるが、報告事項(4)の資料の15ページに子ども体験プラザ事業の予算の工夫について、私も何度かボランティアをさせていただいているが、保護者の方に少ないながらも謝金をいただくという、ボランティアとしてはとてもありがたい仕組みがある。保護者の方と話をすると、みんなが恐縮している。ボランティアなのに、謝金をいただいていいのかしらという声が私の周りでは多数聞かれる。アンケートなどを取っていると思うが、その中でそういう声は特にないのか、伺いたい。

学校教育部長

スクールカウンセラーの確保について、なかなか集まらない状況であるが、単に 資格者が少ないというだけではなく、常勤ではないということで、最終的に給与 面でもなかなか厳しいということで集まらない要素があると認識している。我々としてもいかに必要なスクールカウンセラーを確保していくかという点で、雇用 の条件、今後拡充ということも考えていかなければならない状況であり、どのような形で雇用していくことで確保できるのか、十分検討してまいりたい。

子ども体験プラザのアンケートの内容については、その詳細を把握していないが、今後、特に中学校の活動の場合、サポートしていただくボランティアとしてかなり多くの人数が必要になってくる。来年度には中学校も全校実施になるので、確保しなければならないボランティアの数は非常に多くなる。学校のボランティアで来ていただいた時に、ボランティアとして登録してご協力いただけないかとお願いするなど、いろいろな方法を活用して何とかボランティアを確保している状況である。その際には、謝金をいただかなくてもいいというご意見があるかもしれないが、現実的にはボランティアの確保が難しくなってくるので、いかにしてボランティアのご協力をいただくかという点で、一番効果的な手法をどうしていくべきか十分検討させていただきたいと考えている。

堀 田 理 事

子ども体験プラザのボランティアの方への謝金の件については、基本的にはスキップカード、図書カードでお渡ししているが、考え方としては交通費相当額ということでの費用弁償的な考え方で、謝礼という位置づけではないと理解している。学校教育部長が申し上げたとおり、来年度にはすべての小中学校が実施になることもあり、本当に市民ボランティアの方のご協力がいただけるのかということもあり、市の限られた予算の中から支出しているが、できるだけ多くの市民の方にご協力をいただく必要があるということとの兼ね合いも含め、今後いろいろと検討してまいりたい。

今野委員堀田理事

スクールカウンセラーのうち教育関係者で定年を迎えた方は何人ぐらいいるのか。 スクールカウンセラーの方は基本的には臨床心理士の資格をお持ちの方,あるい はそれに準ずるということで、大学等で心理学等を学んだ方である。したがって、 基本的にスクールカウンセラーの中には教員OBはいないと理解している。

今野委員長員 長

臨床心理士の資格を取ることはなかなか難しいのか。

そう簡単には取れる資格ではないと思う。

それでも収入が安定しないということは、大変である。

教 育 長

その辺はおそらくご本人の考え方もあるかと思う。常勤を希望される方もいるが、 非常勤のほうが動きやすい、もしくは他の仕事との関わりで非常勤のほうがいい という方もいらっしゃると思う。常勤化することは理想的ではあるが、仙台市の 場合どうしても学校の数が多いので、200校近い学校に常勤で配置した場合、 おそらく数億円の経費がかかるという中で、現実的に対応可能な形としては、非 常勤の形である。有資格者の人数が限られてくるので、一人で複数の学校を担当 してもらうなどの調整をしている。仮に常勤化するとしても、それだけの人数を 確保するというのは大きな課題である。仙台市だけがスクールカウンセラーを欲 しがっているわけではなく、仙台市以外の小中学校、宮城県内はもちろんのこと、 いろいろなところでカウンセラーのニーズが高い。また、小中学校だけでなく、 大学や企業等もカウンセラーを求めている。常勤化については課題として今後検 討していかなければならないが、来年度は今年度より充実する方向で検討してい る。例えばもう少し相談する時間が欲しいという学校もあろうかと思うので、そ ういうところはもう少し配置の工夫を考えていくなど、そういうことも今回いじ めの事案を含めて、スクールカウンセラーの充実というものを検討しているとこ ろである。それもすべて予算が伴うものなので、この辺も今後さらに財政当局と 協議していきたい。今時点ではまだ詰め切っていないので,もう少し時間をいた だきたい。

今回の議会は、いじめの問題をはじめ、第5回総合教育会議でも話があったように、震災復旧を優先してきた経過もあって、本来の学校施設等の環境整備についてのご質問も多かった。トイレの洋式化や単独調理校の施設整備、また学校そのものが更新時期を迎えているので、その点についてもご質問があり、従来よりも多くのご質問をいただいた。これを今後一つ一つ検討して、実現可能なものから実施していければいいと考えている。間もなく第4回定例会が12月上旬に始まり、年が明けるとすぐに第1回定例会になるが、予算議会になるので、今回いろいろと宿題をいただいたものの中で予算に反映できるものは、第1回定例会でご提案することになると思う。

#### (5) 市立中学校生徒の自死事案に係る文部科学副大臣への報告について

(教育長 報告)

教 育 長 文部科学省から説明要請があり、去る11月5日に、義家文部科学副大臣を訪問 した時の報告をさせていただく。

私から事案発生直後の教育委員会の対応等について、副大臣へご報告し、それに対して、義家副大臣からは、ポイントとして、特に2点についてのご指摘をいただいた。1点目は、初期段階での公表は必要であったということである。亡くなった命と誠実に向き合うという観点からも、早い段階での生徒、保護者への説明必要であり、そのことをしっかりと考え、判断していくことが重要であるというご指導をいただいた。2点目は、関係生徒に対する指導についてである。自分のいじめの言動がどれだけ相手につらく感じさせたのかを反省させることが必要であり、謝罪できる人から行うことが、関係生徒のためにもなるはずであろうというご指導をいただいた。最後には、仙台市として、この事案をきっかけに、しっかりと対応を頑張っていただきたいとの話があったところである。

副大臣の指導・助言を重く受け止め、改めて今回の事案に関する対応を踏まえ、 今後のいじめ防止対策に努めてまいりたいと考えている。 草刈委員

初期段階で公表が必要であったという指導があったということであるが、文部科学省には常々報告していたということであった。その時点でそのような指導はなかったのか。

堀田理事

昨年9月にこの事案が起きたが、その段階ですみやかに文部科学省に対して書面で報告している。それに対して、特に文部科学省から指導などはなく、もし何か協力することがあればご連絡いただきたいというような状況であった。

その後,今年8月に公表することになったので,その際にも改めて文部科学省には、こういう資料で公表するということを報告している。

教 育 長

今,理事がご説明したのが事実関係である。副大臣との会談の中では基本的には 当然公表すべきであって、ご遺族に公表についてなかなかご了解していただけなか ったことをお話した。ご遺族は心が乱れ、非常に不安定な状況であることはどの事 案も同じで、その事情も一応理解できるとのことであった。とはいえ、今回のケー スのように、その後いろいろな影響が出てくるので、とにかく公表に努めていく、 ご遺族に対して繰り返しお願いをして、できるだけ早くご了解いただくことが大切 だというお話があった。文部科学省が作成した通知やマニュアルにおいては、今回 の仙台のようなパターンを想定していたわけではないので、今後文部科学省で見直 しする際の参考にするとのことであった。

加藤委員

今は、今後こうした事案をもう二度と起こさないために、防止策をいろいろ話し合っているところだが、リスクマネジメントとしての手続き論として、原則としてどのようにしていくのかは、今後考えていくことになるのか。

教 育 長

副大臣との会談後、マスコミからぶら下がり取材を受けて、仙台市は今後同じようなことがあったらどうするのかという質問を受けた。私は議会でも答弁したように、原則は公表である。それぞれのケースで事情は違うと思うが、今回の事案をいろいろな意味で反省していかなければならないと考えており、基本的には原則公表である。副大臣からも言われたように、とにかくまず公表ということについてご理解をいただくという時に、今回の事案のようにどうしても説得が難しいような状況も出てくる可能性は今後もあり得る。そうした場合には、文部科学省にご相談いただく、あるいは第三者にお願いして仲介してもらうなど、いろいろな工夫が考えられるというご助言もいただいた。そうしたお話もあり、今後は可能な限りすみやかな公表に努めていくということを、改めて再認識したところである。

一番は今後同じようなことが起きないことであるが、ゼロということはあり得ないので、原則公表というスタンスでまず臨むということである。学校から教育委員会への報告についても、すみやかに行っていただくことは当然である。重大事態が発生した場合は、学校に委ねるようなレベルではないので、教育委員会が率先して関わっていかなければならない。今回の事案についても、そういうスタンスで対応していた。そこは今後も変わりなくやっていきたいと考えているが、特にその後の公表については、原則公表というスタンスで臨んでいきたい。当然教育委員の皆様にもすみやかにご報告しなければならないので、今まで以上にきちんと対応してまいりたい。場合によっては、例えば夕方、夜、土日も関わらず、教育委員会を招集してご報告することもあろうかと思う。仮に重大事態が起こった場合には、そのような形で危機感を持って、至急対応していくということが大切だと実感している。

今 野 委 員

いじめがあったかどうかはっきりしない場合には、専門委員会が結論を出すのか。 いじめがあったとはっきりしていれば公表することができるが、実際にいじめが 原因とは限らない場合がある。いじめでなければ公表する必要はないのか。

堀田理事

いじめ防止対策推進法の規定では、亡くなった原因としていじめの疑いがある場合には調査を行うということになっている。今回の場合については、学校で当該

生徒が亡くなる前に何度か保護者からいじめに遭っているという相談を受けていた。また、自死行為を図った翌日に学校に連絡をいただき、学校と教育委員会が保護者のところにお伺いしたところ、自死行為を図った日に当該生徒から保護者にいじめられているという趣旨の話があったということで、我々としては当該生徒が亡くなったことについてはいじめの関わりがあると考え、学校による調査、さらには専門委員会への諮問を行ったところである。この対応は文部科学省が出している「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針」に基づく対応である。不幸にして子どもが自死行為により亡くなった場合においては、当然学校で学校の中でのトラブルがなかったのかすぐに確認するが、ご遺族との話の中で、原因として学校生活上の問題、特にいじめがあるという場合には、いろいろな調査をするということもある。しかし、そうしたことがないとご遺族からお話があり、また学校で把握しているいじめがないという場合には、第三者委員会による調査は行わないものである。その生徒がプライベートな理由などにより、亡くなったと捉えるものである。

今 野 委 員

今回の場合,保護者がすぐに公表していいと言った場合は,何日後に公表できた と考えているか。

教 育 長

そこは何日後となかなかお答えできないところである。今回の事案は自死を図ってから数日間は病院で治療をしており、その後亡くなった。お亡くなりになればお葬式などもしなければならない中で、ご遺族へのアプローチの仕方というのは必ずしもマニュアルがあるわけではない。その辺は保護者の方のその時の状況などを十分斟酌しながら、お話を進めていくということになろうかと思う。したがって、自死後何日以内などと、期限を切れる話ではない。ただ、学校ではその子が休んでいる状態が続くので、できるだけ早くご遺族のご理解を得られるにこしたことはないと思う。

加藤委員

そういう公表というのは、ご遺族の意向の確認だけでよろしいのか。いろいろな場合があると思う。原則はあるが、さまざまな場合があるだろうということでのシミュレーション、こうした場合にはどうするのか、自死まで至らないけれども重大な事案が発生した場合、関係者がたくさんいる場合、あるいは他校と関係がある場合など、いろいろなケースが考えられると思う。そういうことについて、たしかにケース・バイ・ケースではあるが、ある程度のシミュレーションをしながら、どういうことが起こり得るかということについての対応を考えておいたほうがいいのではないかと思うが、いかがか。

教 育 長

委員がおっしゃるように、自死を図った場合、いろいろなケースが考えられる。 また、死亡に至らないでも重大事態になるということもある。そして、その時の 状況というのはさまざまなので、どこかの場面でシミュレーションができればい いと考えている。

加藤委員

すべてのケースを考えるということはあり得ないが、いろいろなケースを考えて おいたほうがいいと思う。

教 育 長

今までは国がその辺を明確にしていたわけではなく,今後見直しをするようなので,そうしたこともある程度書き込んでいただくと我々も助かると思っている。

加藤委員

マニュアルが分厚くなればなるほど、実際には読み切れなかったり、どれが対応 事案なのか分からなくなっていったり、結局積んでおくものに化してしまうので、 非常にもったいない。そうしたシミュレーション事例などを使い、実際にどう動 くのか、現場の感覚を研ぎ澄ましていくようなワークショップのような形で研修 を行うなど、現場の先生がすぐに動き出せるようにしていただきたい。また、新 しいアイデアを集めるなど、現場の感覚を育てていくような研修などに取り組ん でいただけると大変ありがたい。 教 育 長

おっしゃる趣旨は全くそのとおりだと思う。おそらく学校の役割と教育委員会の役割がまた違うと思う。学校で重大事態が起こったと連絡を受けた場合には、学校だけに留まらず教育委員会にすぐ報告するよう繰り返し指導している。今回は教育委員会側の対応として、いろいろ反省しなければならない点がある。いろいろなパターンがあると想定されるが、死亡した時の対応が非常に大きなポイントになる。残念ながらお亡くなりになった時は、どういう形であれ公表に努める。ただ、その中に委員がおっしゃったようにいろいろなシチュエーションが現実にはあると思う。そうした時に十分配慮すべき点を考えていかなければならないが、いずれにしてもご遺族のお考えはかなり大きな部分を占めるものになるだろうと考えている。いろいろなことを総合的に判断して、非常に難しい案件で悩むような場合には、文部科学省に相談したり、教育委員の皆様と協議したりすることになると思う。そのようにある意味で教育委員会事務局で抱え込まないことが、大事だと受け止めた次第である。なかなか難しい問題ではあるが、今後できるだけ改善に努めていきたい。そういう意味で、副大臣からの今回の指導、助言というものをまず受け止めて、今後の改善に資するような形で取り組んでいきたいと考えている。

## 5 協議事項

# (1) 仙台市科学館改修等におけるPFI手法導入の検討について

(生涯学習課長 説明)

永広委員

たくさんあるが、一つ一つ伺う。まず、協議事項(1)の参考資料の1ページの総職員数について、従来の学校教育に関わる運営は従来どおり仙台市が行い、それ以外の普及活動等の運営は民間事業者が行うということで、資料にあるように、仙台市としては行政職員1人、指導主事6人、専門員1人という体制を維持した上で、民間事業者が正規職員4人、非正規職員9人の計13人を想定している。指導主事の人数は変わらないので、業務の内容としては従来の行政職員の人数に相当する部分で、従来の事務、運営に加えて、普及や展示というところをカバーするということで、いわゆる学芸員の業務内容に該当するものだと思う。正規職員の4人の主要な役割としては、そういう役割を担うものと考えられる。

それで、ここには民間事業者の職員の人件費の合計しか書いていないのでよく分からないが、非正規13人分の合計で年間3、952万円になっている。単純に平均すると大体300万円程度になる。非正規、正規の両方が含まれているので、正規職員はもう少し金額が多くなると思うが、ざっと見たところ、学芸員の役割を担うにしては、費用負担の見積もりが少な過ぎるのではないか。正規職員の年収としては大体どれくらいを想定しているのか。また、その金額は科学館の学芸員という役割を担う職員の待遇として、望ましいものかということをまずお伺いしたい。

生涯学習課長

内閣府が想定している民間事業者の正規職員の人件費については、協議事項 (1)の参考資料の1ページに記載しているとおり、学術研究、専門・技術サービス、教育などの給与総支給額の平均値に社会保障の事業主負担分などを加えて単価を設定しており、その金額は430万円ほどを想定している。あわせて非正規職員の人件費については、非正規雇用の職員の給与の平均値に社会保障額の雇用主負担分などを含む単価を設定しており、その金額は240万円ほどを想定している。

永広委員

正規職員はおよそ430万円ということだが、社会保険等の負担金込みの金額になるので、平均年収としては400万円を切る額になると思う。私は大学の博物館

に8年間いて、国や地方自治体の博物館にお勤めの方と普段から交流があるが、その業務内容を考えた時に、年収400万円を切るという待遇は極めて低過ぎて、学芸員の地位というものをどのように考えているのかと思わざるを得ない。今、民間給与実態統計調査の学術研究等の給与の平均額とおっしゃったので、私はおかしいなと思って調べてみたが、国税庁が毎年出している民間給与実態統計調査の平成25年度分を見ると、学術研究、専門・技術サービス業、教育、学習支援業の平均給与というのは497万8、000円で、100万円くらいの開きがある。毎年それほど大きく金額が変わるはずがないので、今回の調査の根拠は一体どの数値を使ったのか疑問である。

私が申し上げた国税庁の金額というのは別におかしなものではなく、全業種平均でも414万円という金額であり、これにはもちろん管理職も入っているが、非正規も入っている金額である。国税庁の調査は、非正規の労働者も含めての金額なので、平均金額としてはそれほどおかしな数値にはなっていない。これでも実は地方自治体の博物館等に勤めている方の給与に比べると、かなり低い。それは官民格差として、従来から問題になっているものである。私の調べた金額と100万円くらいの差があるが、人件費の見積りが何を根拠にしているのかよく分からない。

生涯学習課長

人件費については、どの単価を根拠にして計算したのか内閣府に確認したところ、 先ほどご説明した単価を用いて算出したということであったが、数値が違うという ことについては、何年度のどの金額を見てどのように平均を取ったのか細かな資料 を持ち合わせていないので、そこは正確を期すために調べてみたいと思う。内閣府 に確認した結果としては、そのような形での平均の取り方だという説明であった。

永広委員

私の意見としては、この数値はもう一度きちんとチェックする必要があると考えている。私は、国税庁が出している平成25年度分の金額を申し上げたが、伸び率は1.5%なので、昨年度のものを取ろうが一昨年度のものを取ろうが金額としてはそれほど変わらないはずである。ところが、100万円の違いがあるというのは、どうも納得できないというのが第一点である。

次に、協議事項(1)の参考資料の2ページの入館者数について、PFI手法を 導入した時にどのぐらい増えたのか,参考にした事例として,広島県立美術館,伊 丹市立美術館、神戸市立博物館、茅ヶ崎市美術館等が挙げられているので、ホーム ページで分かる範囲でチェックしたが、数字がきちんと出されていなくて、よく分 からないところがある。ただ、広島県立美術館については、昨年3月に広島県立美 術館が出した「新たな美術館活性化計画(平成26年度~28年度)」という資料 があり、その中に「特別展、所蔵作品展及び県民ギャラリーの入館者数推移(リニ ューアル後)」という表がある。広島県立美術館は、平成20年度に指定管理者制 度を導入したとホームページに書いているので、平成19年度以前と20年度以降 の入館者数を比べると、県民ギャラリーの入館者数は同じくらいだが、所蔵作品展 と特別展を足した入館者数のいずれを見ても、平成19年度以前のほうが多く、2 0年度以降は減っている。この5倍という数値は、一体どの数値を取っているのか。 広島県立美術館は、いろいろな附属組織があり、またいろいろな行事をやっている らしく、どの数字を取って5倍としているのかよく分からない。美術館の場合、基 本的な入館者数というのは、何を含めるのかよく分からないが、常設展である所蔵 作品展と特別展の入館者数が増えていないのに、なぜこれが5倍になっているのか。 参考例自体を見直さないと、どうもよく分からない。この参考例が本当に根拠のあ る数字なのか,また1.2倍という数字が試算をする時に妥当なものなのか,疑問 がある。

生涯学習課長

こちらについても、内閣府の調査で参考にした事例を挙げている。今回採用した 割合としては、2割増にしている。参考事例では、広島県立美術館が5倍となって いるものの,直接この5倍を採用したわけではないが,永広委員が疑問を持っていることもあり,ほかの美術館,ほかの科学館の数字は本当にあっているのかということにもつながるので,私どもとしては調査した内閣府を通じて,どの数字,どの年度のものがこれに該当するのか,より詳細に調べてみる必要があると考えており,確認させていただきたい。

永広委員

次に3点目として、協議事項(1)参考資料の3ページに収支想定額の比較がある。ここでよく分からないのが、注釈がついているその他の費用として7、421万9、000円となっていて、この中に民間事業者の収益に相当する金額等が含まれるものと考えられるということである。当然民間の事業なので、収益があるのは当たり前の話であり、それはもちろんいいが、この7、000万円という金額は総事業費100億円との比較で言えば約0.7%になる。果たして、これで民間事業が成り立つのか。当然全体のマネジメントもその運営会社がやるはずであり、そういう費用も当然入ってくるはずだが、それはこの表のほかの部分にはないはずである。そういうものも含めて0.7%、金額にすると年間400万円弱くらいになるが、それで企業としてやっていけるのか。総務省からは、PFIが単なる価格競争であってはならないという通達が出ており、試算をする場合には当然常識的な金額でやらなければならないが、この金額で企業経営として成り立つものなのか

生涯学習課長

今回お示しした調査に基づくものについては、いろいろなものを想定の中で設定した一つの条件に基づいて集計されたものである。結果としてここにお示ししているのは、20年の事業期間におけるそれぞれの費目について集計して見やすくしたものである。したがって、ここで挙げている開業費、初期改修費、あるいは修繕費などについては、内閣府の報告書に基づいて足し上げた数字になるが、その中で収入と言われる部分については入館料収入をはじめ、公共事業団体である仙台市の支出分が入っている。したがって、かかる経費から、収入いわゆる補填されるものを差し引いたものが、結果的にその他の費用になっており、民間事業者が得られるであろう収益に相当する部分になる。その収益は少ないが、少なくとも赤字ではなく、儲けと言われる金額はあるということである。実際に契約して運営することになると、当然ながらこの中のそれぞれの項目において企業努力や自主事業、あるいは企画展等の中で自主的な収入を上げるなどにより、このその他の費用以外の収入あるいは利益が出てくることを想定して、事業者の方々は参入するものと考えている。

永広委員

これはあくまでも試算なので、例えば極端な話、事業者の中には赤字でもいいというところもあるかもしれないが、それは正しくないと思う。そういう経営で、年間5億円くらいの事業を20年間やっていけるのか。どこかに必ず歪みが出てくるはずである。少なくともこれは試算なので、試算はそういう不正常な形でやるものではなく、ごく常識的な数値でやらないと意味がないと思う。例えば先ほどの給与の問題にしても、1人で100万円ぐらい違っているので、4人で年400万円も違う。おそらくそれだけでVFM3%以上は達成できないと思う。

入館料収入はそこまで違わないと思うが、それでもVFMに影響してくる可能性がある。利益の部分については、マネジメントもやらなければならないので、この金額すべてが純益ではないし、もしかすると0.7%という数字は、本来の意味では赤字になるかもしれない。そういうものを正常に見込んだら、どうなるのか。これは私見になるが、簡単にVFMは3%を割り込むだろうと考えている。初期改修費のところはどれくらい減るか、計算のしようがないので分からない。私が考えて分かりそうなところで3点も問題点があって、そのうちの2点は、その1点だけ間違っていても、もはやVFM3%は達成できない。よって、この報告書を前提として次に進むと言われても、ちょっと納得しがたく、まずはこの報告書の内容をきちんと精査すべきである。私はいろいろな意見があるが、まずはこの報告書をどう受

け取るかというところの検討が必要なのではないかと考える。

利益率というのは、どのように算定するのか分からないが、年間 5 億円の事業を やるのに 0.7%というのが正常だと思えないので、その辺が分かれば教えていた だきたい。

生涯学習課長

内閣府の調査の中で想定している工事の範囲などについては、私どもとしては現在抱えている科学館のより具体的な改修の箇所、範囲を決めていかなければならない。それによって対象となるべき工事の金額も大きく変わる可能性もある。また、現在お示ししている中で具体的にこれを仮に民間事業者にお願いすることになった場合の業務の役割分担も、さらに細かなところを十分精査した上で判断する必要があると考えている。したがって、今回内閣府の調査を分析していく中でというよりは、これを踏まえた上で今回ご協議申し上げているアドバイザリー業務の中で、業務量や工事の範囲などを調べるとともに、VFMについても再精査し、その結果をもとに一つの判断をするということで、進めさせていただきたいということで、協議しているものである。

齋 藤 委 員

まず、私の率直な意見を述べさせていただく。永広委員がすごく心配しているこ とは本当によく理解できるが、一個人の意見として述べさせていただく。内閣府の 報告書の概要版の6ページに、「5運営に係る前提条件」として、(1)①に5つ の施設の基本理念が記載されている。一番最初にこの PFIのことを聞いた時に, こうした条件をつけられたら、引き受ける企業はいないのではないかと、最初はそ う思った。ただ,いろいろな資料を見た上で,内閣府から出てきた調査報告書を見 た時に、少し気持ちが変わった。たしかに永広委員がおっしゃったようにVFMは 3%を切ってしまうかもしれないが、例えば先ほどの人件費についても、民間事業 者の13名のうちの9名が非正規職員になっているので、非正規職員は300万円 も貰わないということも踏まえれば、490万円に近い方が何名かいても大丈夫な のではないかと思っている。あと一番は財政負担の圧縮が求められていることであ る。また、建設後20年経っていて、1年ごとにもっと傷んでくることなどを考え ていくと、延び延びになってしまうことが果たしていいことなのかということであ る。今の段階であれば、何とかPFI方式を受けてくれる企業があるということに 救いを求めたほうがいいのではないかという気持ちである。最後に述べたかったの は、内閣府の調査目的の最後のほうに、「民間ノウハウを最大限活用し、財政負担 を低減させるため」とある。市で考えていることを逆手に取って,私たちの気持ち をうまく民間ノウハウにのせてしまうという手もあるのではないかと考えている。 本当に一生懸命生涯学習課で調べていただいて、私でも徐々に理解できるようにな ってきて、私としては夢を持ってしまって、やってみたいという気持ちになってい る。

教 育 長吉田委員

まず、一通り各委員の意見をお聞きしたい。

私は永広委員のようにVFMの背景となる数値にメスを入れるだけの基準を持っていないので、それがどうだということはなかなか言えないが、民間ノウハウの活用という話があった。仮にこの内閣府のデータに基づけば、VFMは微妙だが一応クリアしている。また運営面について、5倍というのは問題あるというものの、残念ながら直営で伸ばせなかったが、たしかに増えているという事実があるということで、民間ノウハウを導入することも一つの方法なのかなと考えている。要するに集客数が増えるということは、それだけ魅力が増したということである。内閣府の報告書の概要版の28ページの事業者へのヒアリング調査について、②事業のコンセプトや③収入の増加を図る仕組みのところに、事業者の提案の自由度を広げるべき、またコンセプトを柔軟にした上で自主事業の幅を広くすべきという声が出ている。ということは、彼らは工夫改善の余地があるということを、ここで言っている

と思われる。PFIを導入した場合に、民間事業者はもっともっと、市民が足を運ぶような施設に改善できるということを暗に示しているというように受け止めた。したがって、いろいろな要件があると思うが、事務局での精査に留まらず、アドバイザリー業務を委託して、もっと詳しく調べてもらってもいいのではないか。最終的には、市民が本当に利用してよかったという施設になればいいと考えている。

今 野 委 員

協議事項(1)の参考資料の3ページの事業収入の金額が、科学館の入館料収入 と捉えて、不足する分を委託料として支払うということだが、市が支払う委託料は 固定と考えてよいか。

生涯学習課長

実際の契約になると、その事業期間の中でどういう運営をするかという部分については、ベースがあっての話になる。基本的に契約の中では、その期間の委託料の上限を定める契約をするという形になっていくと思う。

今 野 委 員

市として委託料として払うことになるが、その額は参考資料ではどの部分が該当するのか。

生涯学習課長

参考資料の3ページの表でいうと、市支出額が該当する。入館料収入等は事業者が利用者からいただく収入になり、市支出額と事業収入の額を合わせた金額が事業者にとっての収入になる。

今 野 委 員

PFIの経費は、仙台市の経費になるのか。仙台市の経費と事業者の経費が一緒になっているので、非常に分かりにくい。どの部分が仙台市の経費で、どの部分が事業者の経費なのか。

生涯学習課長 今 野 委 員

市支出額が仙台市の経費である。

単純に言うと、事業収入に仙台市から支払う委託料を加えたものが事業者の総収入になるということか。人件費には、おそらく市職員の人件費と民間事業者の人件費の両方が入っているのではないか。

生涯学習課長

そのとおりである。

教 育 長今 野 委 員

単純に言えば、事業経費から事業収入を除いた分を仙台市が補うという形になる。 補うというのは、仙台市にとっては経費になるので、事業経費に入っているので あれば、別の項目を設ければ分かりやすい。

教 育 長今 野 委 員

この表は総事業費を出すために、作成しているので、分かりにくくなっている。 借入金の利息がなぜ倍くらい違うのか。その理由を聞けば分かるような気がする が、いかがか。

生涯学習課長

民間事業者が借りる場合の金利と,市が借りる場合の金利を比較すると,市が借りる場合の金利のほうがかなり低いので、その分の差ということになる。

教 育 長 生涯学習課長 その辺を事務局で整理して、再度お示しするようにしていただきたい。

今野委員からご指摘いただいたように、今お示ししている表の中の事業経費の中には、先ほど申し上げた市職員の人件費と民間事業者の人件費が合わせて入っているので、市が負担する分と民間事業者が負担する分を明らかにしたいと考えている。

参考資料の表は、事業手法の違いによる比較をするために作成しているので、どうしても市が行う部分と、民間が行う部分を合わせた形でトータルの総事業費という形になっており、少し分かりにくい。着眼点を変えて、例えば民間が負担する分と市が負担する分という形の切り口で表をつくると、別の表し方があるかと思うので、少し工夫してみたいと考えている。

加藤委員

先ほどの報告事項 (3) で、社会教育施設と学校教育の部分の連携について、非常に詳しくお示しいただいた。科学館はまさにその両方を含んだ施設であり、構造としての建物は一つだが、機能的には両方が組み込まれていて、さらに科学館の外にある学校と有機的につながっていかなければならないということも考えなければならない。そうした時に、支出のことは横に置いて、教育的な評価における効果という点で、どのように進んでいけばいいのかということが、一番に考えていきたい

ところである。その評価のポイントが、もちろん未知数の部分であるが、実際に例えば民間事業者が入ってきた時にどのような形になるのか。それは進めていかないと分からない部分でもある。ただ、現状ではあまり使われていないところ、本当は使いたいものだがまだ使われていないところ、科学館に行って、科学館を使うという部分については現状でもやっているが、プラスアルファのより効果的な部分が、まだ具体的に分かりにくいということがある。残念ながら進めてみないと分からない部分なので、私の意見としては、これから例えばPFIを導入して事業が進んでいった時に、どのくらい市がその方法について検討する余地があるのか、あるいは意見を入れていく余地があるのか、そのプランニングについてどの程度関与していけるのかということである。

生涯学習課長

学校教育の部分と、科学館が博物館施設として持っている学芸業務という部分については、お互いに密接な関係があるので、学芸業務を民間事業者にお願いするとなれば、そこをどのように役割分担するのかというところは非常に大事なところだと考えている。したがって、そこは今後アドバイザリー業務をして検討を続けていく中で詰めていかなければいけないことである。また、仮にPFIを導入することになった場合も、契約の相手方とのやりとりの中においては、例えば日ごろの情報交換のあり方、事業の進め方などについてはきちんとした連絡調整をして、協議を進めていく必要がある。また、事業期間の途中で行うリニューアルなどにおいても、市が定めている基本計画などにのっとった形にするよう意見を申し上げて、反映していただくというようなことは当然ながら必要なことである。そうしたところは、事前に十分協議し、実際事業がスタートした後も大事な部分だと考えている。

教 育 長

加藤委員からは、アフターは実際やってみないと分からないが、今時点でアフターとして期待される効果はどういうものがあるのかというご質問もあったが、いかがか。

加藤委員

具体のところは、すべて分かるはずはないが、前に進めるにはやはりそこの部分が大事である。もう少し言葉を加えると、エンターテイメントな部分だけではなく、やはり押さえておきたい教育的な部分ということをどう担保しつつ、民間の自由であっと驚くアイデアを生かしていくのか、賭けみたいなところがあるのかもしれないが、賭けでは進められないので、少し具体像が欲しいというところである。加えて、震災のことについて、これはすごく大事な部分である。科学館が科学館なりに震災のことを取り入れて、あれは何だったのかということを科学的に説明したり、また伝えていこうという部分を加えるということについて、非常に期待している。

生涯学習課長

科学館は一つのミュージアム施設ということで、学校教育の部分と同時に市民の利用施設、生涯学習施設という側面の両方を持っているので、この施設については学びであったり、楽しみであったり、そういうものを次につなげていくということも必要なことだと考えている。そしてまた学習施設でもあるので、市民の方が生涯にわたって学ぶことができるような施設であるということが一つの目的である。したがって、科学館において現在行っている科学技術に対する知識の普及、啓発という目的に沿って事業を進めているが、民間事業者が入ることになれば、そこには現在行っていない先進的な取組みや、展示の工夫など、民間事業者のアイデアを期待している。

教 育 長

少し具体的なイメージを知りたいというご意見だと思うので、その辺をお願いしたい。

堀田理事

今の段階で具体的にお答えするのはなかなか難しいが、基本的に今学校教育で科学館を使っているいろ実験や授業をしている部分については仙台市の職員を配置して、その教育上の効果を確保するため、業者が決まればその水準を確保するような要求水準書などをつけて契約を結ぶことになると思う。あわせて生涯学習課長が説

明したとおり、それ以外の部分においてはある程度の民間の自由な発想で、入館者数を増やしていただくことになる。収入の形態をどのようにするかということに関わるが、入館料収入が増えることを業者の利益にするようなインセンティブを与えることによって、より積極的なPRに取り組むという効果が期待できると考えている。

一つの参考として、本日お配りしている参考資料に、仙台市天文台についてPFI手法を導入したことによる成果を記載した資料がある。天文台の場合は新たに建物を建て直して、その後の管理運営も民間事業者がやるという形であるが、資料にあるとおり、入館者数の増加や利用者数の増加が示されている。資料の最後にあるのは、生涯学習課でモニタリングを行った結果からまとめた、質的側面の効果と量的側面の効果である。科学館の場合、天文台のケースが直接当てはまるかどうかは別として、民間事業者が行うことにより、こうした運営上の質的量的な効果がいろいる期待できる。現に天文台のPFI事業においては、このような効果が上がっていることから、我々としては科学館についてもこうした効果が期待できるのではないかと考えている。

加藤委員

先ほど報告していただいた報告事項(3)の資料の中の先生を対象にしたアンケ ート調査の結果を見ると、例えばDVDや資料の貸し出しはあまり利用されていな い、また出前授業はほとんど利用されていない、さらに科学館学習を年間計画に組 み込むが、日程調整が難しいとのことである。そうした中で、例えば遠隔地で科学 館へのアクセスが難しい学校にはインターネットで配信するなど、何か画期的なこ とが起こってほしい。その起こってほしいことの案のようなものが、少し具体的で はない。そうした画期的なことが可能になって、現在課題になっていることが少し でも前進するようになればいいと考えている。それが学校教育の現状の確保ではな く、よりよいものにつながるという何かアピールできるものがあれば、考える材料 として非常にありがたい。費用がかかるものはかかる。また、収入が評価に結び付 くところということでは仕方がないが、果たして入館者数だけなのかとも思う。教 育的な評価というのは何人入館したということだけでは評価できないものである。 同じ仙台市の中でも遠くて科学館に行けないという場合に、先ほど申し上げたよう なインターネットによる配信などによって、子どもたちの教育に役に立つのであれ ば、それは入館者数にならなくても必要な部分なので、教育というのは少し多角的 な評価の仕方があってもいいと考えている。

草刈委員

内閣府が時間をかけて、このようにしっかりと科学館について調査をして、まとめていただいたことに、敬意を表するとともに感謝したい。民間ノウハウを最大限に活用するということは、今課題になっている連携ということに、そのままつながるのではないかという気がしている。民間事業者とはいえ地域社会の大きな仕組みの中で活動しているので、連携して取り組んで、それを子どもたちや市民のために活かすという意味では大変すばらしい事業だと思う。ただ、永広委員のご心配も十分理解させていただいた。基本的な数値ではあるが、一番大事な部分でもあるので、なぜそうなっているのか、しっかりと私どもにも分かるような形でお知らせしていただき、なおかつ今後に向けて科学館の改修に向けてスタートしていただく必要がある。私ども保護者はどの団体が何をやるかはあまり問題ではなく、突き詰めて言うと、何をしていただけるのか、どんな楽しいものをやっていただけるかということが一番重要なことなので、それに向かって一番良い方法を考えていただきたい。

永広委員

私の先ほどの意見は、内閣府の報告書についてのみ意見を申し上げたが、それは報告書を見たところ問題点があるということで、まずは報告書についてのみ意見を申し上げた。それはまだ解消されてはいないし、私の申し上げたうちのいくつかは、少し調べればすぐにでも解決できることである。それはさておき、今進んでいる方

向としては、まずPFIを導入してはどうかということで進んでいるが、そこがいいのかどうなのかという議論は教育委員会では一度もしていないと思う。科学館には科学館協議会という組織があり、私はたしか平成22年3月まで科学館協議会の委員を10年間やっていたが、こういう内容を議論したことは一度もない。科学館の運営に関わる協議会でさえ議論していないことが、そのまま進められてもいいのか。もっと議論をすることがあるのではないか。

つまり科学館というのはどういう位置づけであるべきかという議論がまず必要で あり、それから教育センターとの連携をどのように図っていくのかという議論も必 要である。また、仮にPFIを導入するとしても今回のような切り分けでやるのが 正しいのかどうなのか。あるいは現在の科学館の人員配置のあり方、問題点の一つ として科学館の場合、教員が3年から4年で入れ替わるのでノウハウが蓄積しない ということは以前から言われていたが、そこは見直さなくていいのか。市立博物館 はきちんと常勤で、学芸員がずっと勤めている。だから、ノウハウが十分に蓄積す る。それがいいかどうかはまた別の議論になるが、今の方式は教員のスキルを高め て、その教員が現場に戻っていくという意味で一定の役割を果たしていると思うが、 そうではない考え方もある。例えば市立博物館と同じような形で学芸員を常駐で配 置すれば、どうなるのか。おそらく科学館の業務の内容が変わってくると思う。現 在も科学館は何もやっていないかというとそうではなく、ここ数年、お金をかけず に展示をどうリニューアルするのかということを考えていて、大学との連携などを 進めている。ここでは、震災前の3年くらいを例にとっているが、震災後少なくと も着実に入館者が回復していて、この3年間は震災前に比べると入館者数は増えて いる。先ほど加藤委員がおっしゃったように、入館者数だけで議論してはいけない と思うが、入館者数を上げようとするのであれば、特別展として恐竜展と昆虫展を 隔年でやれば確実に毎年1万人は増える。しかしながら、そうではいけないはずで ある。科学館の役割としては、幅広い科学の普及というものがあるので、入館者数 だけでは割り切れないものである。

PFIの導入もいろいろ調べてみると、どうも問題のあるところが多く、美術館関係が特にそうである。入館者数が増えているが、赤字だという報告がある。つまり美術館というのはいい作品を持ってくれば入館者数は増える、そのかわり出費も増える。だから、先ほど出た5倍というのも、私が申し上げたように少し信じられない数値である。そういうことを含めて入館者数だけではないというところも見て、きちんと科学館のあるべき姿を明らかにした上で、それならPFIを導入してはどうか、それではどう導入するかという議論になるのが本筋ではないか。私が本来言いたかったことは今お話ししたことであり、先ほどの数値がどうこうというのはあまりにもおかしな数字だったので最初に申し上げただけである。

生涯学習課長

教育委員会の方針については、仙台市の行財政改革プラン2010<中間見直し>の中で、科学館については「指定管理制度並びにPFIの手法について検討する」というように記載されており、この部分については平成24年12月の定例教育委員会で一度、科学館における大規模改修においてはPFI手法についても検討していくということで、ご報告させていただいている。しかしながら、このような形でより具体的な方向性や方策、スケジュールなども含めて具体的にお話させていただいたのは、今回が初めてという形になる。

今 野 委 員

両方ともメリットもデメリットもあると思うが、具体的なことについては経験もないのでなかなか難しいが、従来手法とPFI手法で人員は全く同じ人数であり、大きく変わるのが、行政職員の5人が1人になるということである。行政職員が減るということで、仙台市としての知識の積み上げなど、いろいろな問題はたしかにあるが、指導主事と専門員が残るのだとすれば、極端に仙台市の職員の人数が減っ

ているわけではない。簡単に言うと行政職員4人が民間の正規職員4人に替わるということである。それで、残った人員で従来手法のいい面をカバーする方法をまず考えられるかどうかである。仙台市の職員が減るということは問題もあるが、極端に減っているわけではなく、半分以上は残るので、その職員でカバーできるということであれば、多くの人に来ていただけるということはそれだけ喜んでいただける可能性が高いということであり、民間手法を導入するということは決して悪いことではないと思う。

最初はもっと大きく変わって、仙台市としてのノウハウを残すような人がいなくなり、ほとんど民間に委ねてしまうような印象を持っていたが、人数は変わらないし、主要な部門については行政職員と指導主事と専門員がいるということで、何とか従来手法の良さをカバーできないものか。もしカバーできるのであれば、民間の良さを取り入れるということは決して悪いことではないと思う。ある程度数字をきちんと理解して本当は発言しなければならないと思いながら、なかなか数字が理解できないでいた。両方の良さをうまく取り入れられるようなところがあれば、非常にいいことだと考えている。

生涯学習課長

実際の人件費については、事業を行うにあたり、業務のボリュームによってそれにかかる費用をどれくらい見積もるかというところが、まさに参入する企業の努力の部分だと考えている。今考えている想定としては、学校教育の部分については基本的に残す案をベースに、残りの展示や研究の部分については民間事業者が学芸員資格を持った方を採用するなど、専門性のある方をなるべく多く配置していただきたいということがベースになっている。

あわせて、例えば展示に関する民間のノウハウの部分についても、こちらからこういうものをやってくれという形ではなく、どういう見せ方をして、どう運営するのかというものを、私たちが気づかない部分についていろいろな形でご提案をいただいて、それを評価した上で、事業者を選ぶという形になろうかと思う。そうしたアイデアの部分についても大きく期待しているところである。

今 野 委 員

どの民間の業者を選定するかのほうが問題である。実際成功するかどうかはそこにかかっている。

永広委員

最後に一言だけ、先ほど言い忘れたことがあって、今のことに関わることだが、要するにこの案では展示、普及に関わる部分は民間に基本的にはお任せする形になっている。事業期間は20年なので、これはもう科学館が従来やっていた展示、普及に関しては、仙台市がもう自分ではやらないと宣言していることと等しいと私は考えている。そういう案もあるかもしれない。ただ、仙台市はミュージアム都市を標榜している。仙台宮城ミュージアムアライアンスをつくって、その中で中心的にやっているものであり、仙台市科学館というのは本来その中心に座って牽引者にならなければならない。その運営を他者に委ねるという考え方が、私はまず理解できない。ミュージアム都市と標榜しているのであれば。そうでないのであれば、そういう考え方もあるが、その点についても意見として今一度言っておきたい。

教 育 長

各委員から一通りご意見をいただいた。それぞれのお考えがあって、意見が一致しているわけではない。まず整理すると、永広委員から内閣府の調査の数値について、3点のご指摘があったので、事務局でさらに調べてお答えできるようにしていただきたい。また、今野委員からも、仙台市の経費と民間事業者の経費について確認があったので、事務局で精査していただきたい。

各委員の皆様から今時点でのご意見をいただいた。その意見は一致しているわけではないので、先ほどの宿題とあわせて、次回の定例教育委員会でも継続して協議してまいりたいと考えている。

加藤委員

一つだけ確認したいが、PFIを導入しない場合はどうなるのか。

教 育 長

導入しない場合は直営で修繕も含めてやるという選択肢が残る。ただ、仙台市の方針としてはPFIの導入を検討することになっており、PFI 導入の可能性があるのであればPFI を選択するというところの入口の段階である。内閣府が調査した結果、VFM3.11%という数字が出てきたものである。

さらに、PFIの導入についてより詳細に検討するために、アドバイザリー業務で精査する。そこで初めてPFIを導入するのかしないのか、あらためて教育委員会で議論し、検討していくことになる。今はその手前である。したがって、本日の協議においては、PFIの導入を決定するものではない。ただ、PFI導入可能性調査の結果が出たので、各委員からいろいろご意見をいただいている。

加藤委員

ただ、先ほど齋藤委員がおっしゃったように、建設から20年を経過し、資産価値も下がってきている中、また改修する時の費用も上がっていくという意味では、ある程度のリミットを考えておく必要はないのか。

教 育 長

事務局では一般的にはどちらの可能性も想定しているので、今はまだそういう時期ではない。PFIというのは、どうしても事前の段階で時間がかかる。PFIを導入することになった場合には、JVということで連合体の企業にお願いすることになるので、結構早く進んでいく。ただそこにいく前に十分検討することになっており、今はその2合目、3合目という感じである。過去には導入可能性調査の結果、そもそもVFMが3%を超えなかった事例もある。最近では泉岳自然ふれあい館で、当初はPFIを検討していたが、導入可能性調査の結果、数字が出なかったので、市の予算で建設した。ただ、運営に関しては指定管理者にお願いしている。

加藤委員教育長

流れが見えていなくて失礼した。

PFIはなかなか難しいところがある。公共施設等の建設,修繕,維持管理,運営等を民間にお願いしようというのがPFIである。市の直営でやってきたものをPFIに移行することでの懸念というのは当然あるが,導入するかしないか,教育委員会として意思決定していく必要がある。また,先ほど申し上げたアドバイザリー業務については新年度の予算に関わるものであり,新年度予算のリミットがあるので,それに関して判断していく必要がある。市議会にお諮りする新年度予算の原案は12月から1月にかけて確定するので,そういう意味で次回の協議の場は,本日よりもう少し判断していく必要が出てくると思う。

齋藤委員

行財政改革プランの中間見直しの中で、仙台市では科学館について指定管理者制度を導入したり、PFI手法の導入の可能性を検討したりすることとしたと受け止めた。したがって、あまり延び延びにするべきではないものだと考えている。先ほど申し上げたように、老朽化がますます進んでいくと、改修工事をする建設業者がいなくなることが心配である。

一方で、永広委員がおっしゃったように、科学館協議会においても本来は議論すべきものだったのかもしれない。教育委員会において、きちんと議論することも非常に大事だと考えている。

しかしながら,アドバイザリー業務の予算をいただくのであれば,予算要求の時 に申し込んでおかなくてはならないと思うが,いかがか。

教 育 長

予算については、要求の準備をしているところである。ただ、予算として確定する時には、教育委員会としてどうするかというところまで決めておかなければならないので、そういう意味では次回の定例教育委員会が非常に大事になる。その点を踏まえてよろしくお願いしたい。

齋藤 委員

先ほどPFI導入することになった場合には、JVにお願いすることになると教育長がおっしゃったが、入札などの手続きが結構ある。そうしたことを考えていくと、先ほど加藤委員がおっしゃったように、逆算して、ある程度の時期をリミットとして、頭に入れておかなくてはならないと思った。

教 育 長 これまでも事務局でいろいろ検討は続けていたが、ようやく協議できる状況になったということで本日協議させていただいた。ただ説明が十分ではない部分もあったので、次回は本日いただいたご質問等について事務局で回答する準備をしていただきたい。そういうことで、再度次回の定例教育委員会でも継続して協議ということで進めたいが、よろしいか。

各 委 員 異議なし。

#### 6 付議事項

第30号議案 市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出について (秘密会)

> 1. 仙台市市民センター条例の一部を改正する条例 (生涯学習支援センター長 説明)

原案のとおり決定

第30号議案 市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出について (秘密会)

2. 指定管理者の指定に関する件(仙台市広瀬図書館)

(市民図書館長 説明)

原案のとおり決定

第30号議案 市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出について (秘密会)

3. 平成28年度教育予算について

(総務課長 説明)

原案のとおり決定

7 そ の 他

事務局 次回定例教育委員会は12月18日(金)に開催する予定である。

8 閉 会 午後6時27分